嘉麻市酪農業等営農継続支援金交付規程

（目的）

第１条　この告示は、穀物価格の上昇等の影響により配合飼料等の価格が高騰し、経営がひっ迫している畜産事業者の負担を軽減し、畜産業の維持及び振興を図るため、市内の畜産事業者に対する、予算の範囲内における嘉麻市酪農業等営農継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、現に市内で畜産業を経営する者（以下「経営者」という。）とする。

（支援金の額等）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに市内の畜舎で経営者が飼養する頭羽数に応じて算定した額とし、１００万円を上限とする。

　⑴　牛　１頭当たり９，４００円（肉用牛及び乳用牛のことをいう。）

　⑵　豚　１０頭当たり７，２００円

　⑶　採卵鶏　１００羽当たり６，６００円

　⑷　ブロイラー　１，０００羽当たり１０，１００円

２　前項の頭羽数は、次条の申請を行う日時点の数とする。

３　支援金の交付は、支援金の交付を受けようとする年度内において、１経営者につき１回限りとする。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市酪農業等営農継続支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　個体識別番号を証明する書類

　⑵　その他市長が必要と認める書類

２　前項第１号に係る書類が存在しない場合は、農林振興課職員が現地確認を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第５条　市長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、嘉麻市酪農業等営農継続支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知しなければならない。

（支援金の請求）

第６条　前条の規定により、支援金の交付決定を受けた者は、嘉麻市酪農業等営農継続支援金交付請求書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

　（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第７条　市長が、支援金の交付に関する周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から令和８年２月２７日までに第４条に規定する申請が行われなかった場合、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第８条　市長は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第９条　この告示による支援金を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第１０条　この告示に定めのない支援金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成１８年嘉麻市規則第４９号）の定めによらなければならない。

　(補則)

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年１０月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う

３　前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付した支援金については、第８条の規定は、なおその効力を有する。